

船舶事故調査報告書

平成25年1月17日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵男（部会長）

委員 庄司 邦昭

委員 根本 美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成23年8月16日 07時10分ごろ
発生場所	新潟県新潟市中央区を流れる信濃川に架設されている昭和大橋上流約250m右岸付近 新潟市所在の新潟港臨港灯台から真方位210°4,925m付近 (概位 北緯37°54.6′ 東経139°02.5′)
事故調査の経過	平成23年8月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 トド丸、1.1トン NG6-1813（漁船登録番号）、個人所有 6.36m(Lr)×2.12m×0.71m、FRP ガソリン機関（船外機）、60kW（動力漁船登録票による）、 昭和63年3月25日 B 競漕用ボート（船名なし）、7.8m 船舶登録等なし
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 69歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成16年4月15日 免許証交付日 平成21年3月23日 (平成26年4月14日まで有効) B 漕手B 男性 22歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成21年3月19日 免許証交付日 平成21年3月19日 (平成26年3月18日まで有効)
死傷者等	A なし B なし
損傷	A 船首外板に擦過傷 B 前部外板に亀裂、擦過傷及び内部フレーム折損
事故の経過	A船は、船長A及び同乗者2人が乗り組み、‘新潟県新潟市中央区を流れる信濃川に架設されている昭和大橋’（以下「信濃川昭和大

	<p>橋」という。)から約250m上流の‘右岸に設置された仮設棧橋’ (以下「本件棧橋」という。)に入船左舷着けで着棧するため、信濃川昭和大橋から約125m上流の左岸付近で本件棧橋に向けて左に舵を取り、川の流れを見ながら約2～3ノット(kn)の速力で南進した。</p> <p>船長Aは、本件棧橋に着棧作業を行う際、船体を岸壁や本件棧橋に接触させないように注意していたが、当時、本件棧橋の約5m上流に台船が係留されていたので、ふだんよりも注意して着棧作業に当たった。</p> <p>船長Aは、本件棧橋まで約10mになったとき、右舷船首方から接近するB船に気付き「ぶつかるぞ、止まれ」と大声で叫びながら、A船を止めようとして機関を後進にした直後、平成23年8月16日07時10分ごろB船と衝突した。</p> <p>B船は、漕手Bが1人で乗艇し、本件棧橋の少し下流にあるボート艇庫前を出発して左岸に沿ってオールをこいで上流に航行したのち、上流で右岸に向かい、信濃川を反時計回りに約2時間の漕艇練習を行ったが、本件棧橋の上流において、漕艇練習の最後に‘停止状態から約150mを約30秒で航走する練習’(以下「スタート練習」という。約150mを約30秒で航走する場合は約10knの速力となる。)を行うため、オールをこぐのを止めてB船を停止させた。</p> <p>漕手Bは、B船を停止させた状態で周囲を確認したとき、A船が左岸沿いを上流に向かっていたので、そのまま上流に向かっていくものと思い、その後、一息入れてから下流の北東方に向けてスタート練習を始めた。</p> <p>B船は、漕手Bが航走開始直後、自身の右斜め後方からどなるような声が聞こえ、後方(B船の航行方向)を振り向き、B船に接近していたA船に気付き、B船を止めようとオールのブレード部分を水面に対して垂直にしたものの、A船と衝突した。</p> <p>船長Aは、漕手Bが負傷していないことを確認したのち、A船の同乗者2人と共にB船をボート艇庫前の棧橋にえい航した。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 南西、風速 約4.4m/s、視界 良好 河川の状況：平穏、本事故現場付近の流速約1kn</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本件棧橋は、信濃川本川下流改修工事(上所地区やすらぎ堤整備)に関連して設置された長さ約12mの仮設棧橋であった。</p> <p>B船は、シングルスカル(1人で2本のオールを持ち、両舷側をこぐボート競技)に使用されるボートであった。</p> <p>船長A及び漕手Bは、衝突直前に相手船に気付き、それぞれ自船を止めようとしたが、減速せずに衝突した。</p>
<p>分析 乗組員等の関与</p>	<p>A あり、B あり</p>

<p>船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A 船は、信濃川昭和大橋上流の本件棧橋に着棧作業を行っていた際、船長Aが、本件棧橋の約5m上流に台船が係留されていたので、ふだんよりも本件棧橋への着棧作業に注意を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、右舷船首方のB船に衝突直前に気づき、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、本件棧橋上流で停止していたとき、漕手Bが、周囲を確認してA船を視認し、A船が左岸沿いを上流に向かうものと思い込み、その後、見張りを適切に行っていなかったことから、本件棧橋上流からスタート練習を始めて下流に向けて北東進を開始した際、A船に気づき、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、信濃川昭和大橋上流において、A船が本件棧橋に着棧作業を行っていた際、B船が本件棧橋上流から下流に向けて北東進を開始した際、船長Aが、着棧作業に注意を向け、見張りを適切に行っておらず、また、漕手Bが、B船が停止していたとき、視認したA船が左岸沿いを上流に向かうものと思い込み、その後、見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・着棧作業を行っている場合も、また、他船を視認したのちに航行を開始する場合も、周囲の状況が安全であることを確認しながら行動すること。